

計量法第百六条第二項の規定により事業所の所在地の変更があった指定検定機関について  
令和3年5月1日

指定検定機関名	所在地を変更する事業所の名称	変更後の所在地	変更の年月日
一般財団法人日本品質保証機構	一般財団法人日本品質保証機構 中部試験センター	愛知県北名古屋市 市沖村五反22番 地	令和3年5月1日